

平成26年7月31日  
保健福祉局保健医療課

## 定期予防接種の新規実施について

### ■概要

予防接種法施行令の一部改正により、水痘（A類疾病）および高齢者の肺炎球菌感染症（B類疾病）の2疾病が予防接種法に基づく定期予防接種の対象疾病として追加されるとともに、当該予防接種の対象者が定められた。

本政令が平成26年10月1日から施行されることから、以下の内容で実施するもの。

※A類疾病：集団予防に重点をおいた疾病

※B類疾病：個人予防（個人の発病・重症化防止）に重点をおいた疾病

### ■定期接種の内容

		水痘	成人用肺炎球菌
国の基準と同様	対象	1歳～3歳未満の乳児	① 65歳の者 ② 60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（高齢者インフルエンザと同様）
	接種回数 （標準的な接種期間）	2回 （1歳から1.5歳の間に初回。初回接種後、6～12月の間隔をおいて1回接種）	1回
	経過措置	3歳～5歳未満の幼児に1回注射 （平成26年度限り）	① 平成26年度から平成30年度までの間、各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者 ② 平成26年度は、年度中に101歳以上となる者
	開始時期	平成26年10月1日	
本市の対象者数 （今年度）		約33,000人	約65,000人
1回あたりの接種費用		約10,000円	約9,000円
自己負担額 （案）		0円（全額公費） ※他の予防接種（A類疾病）と同様	一般：ワクチン相当額 減免対象者：0円（①生活保護受給者、②世帯全員が市民税非課税の者） ※ 高齢者インフルエンザと同様